

平成 18 年 9 月 13 日

各位

上場会社名	株 式 会 社 ア ガ ス タ (コード番号：3330 東証マザーズ) (URL <a href="http://www.agasta.co.jp">http://www.agasta.co.jp</a> )
本社所在地	東京都港区三田二丁目 21 番 6 号
代表者名	代表取締役社長 鈴木 康 二
問合せ先	取締役管理本部長 田 中 郁 恵
T E L	03 - 5440 - 6226

### 定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 8 月 23 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 9 月 27 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1) 会社法(平成17年法律第86号)および会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)等が平成 18 年 5 月に施行されたことに伴い、変更を以下のとおり行うものであります。

- ① 株主総会参考書類等をインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、情報開示の充実に資するよう定めるものであります。
- ② 取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的方法による決議を可能とするよう定めるものであります。
- ③ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ④ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- ⑤ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設等、所要の変更を行うものであります。

(2) 上記の変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

## 2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アガスタと称し、英文ではAGASTA CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車、中古自動車の売買及び輸出入</li> <li>2. 自動車部品、自動車用品の販売及び輸出入</li> <li>3. 自動車の修理及び整備</li> <li>4. 自動車、中古自動車の売買及び輸出入に関するコンサルティング</li> <li>5. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業</li> <li>6. 自動車、中古自動車ビジネス関係のソフトウェアの開発・販売</li> <li>7. レンタカー事業</li> <li>8. 自動車、中古自動車のリース事業</li> <li>9. 自動車、中古自動車の通関業務</li> <li>10. 自動車、中古自動車のインターネットを利用したショッピングモール</li> <li>11. 事務機器、中古事務機器の売買及び輸出入</li> <li>12. 自動二輪車、中古自動二輪車の売買及び輸出入</li> <li>13. 機械工具、中古機械工具の売買及び輸出入</li> <li>14. 家電製品、中古家電製品の売買及び輸出入</li> <li>15. 日用品、雑貨の売買及び輸出入</li> <li>16. 自転車、中古自転車の売買及び輸出入</li> <li>17. 家具、中古家具の売買及び輸出入</li> <li>18. 衣料、古着の売買及び輸出入</li> <li>19. 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、104,760株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第7条 ①当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> ②名義書換代理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u> ③当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日) 第9条 ①当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> ②前項ならびに本定款に別段の定めのある場合のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(招集権者及び議長) 第11条 ①株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ②取締役社長に事故があるときは、<u>予め取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u></p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社が発行可能株式総数は、104,760株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 ①当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u> ③当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) 第11条 ①当社は、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> ②前項ならびに本定款に別段の定めのある場合のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長) 第13条 ①株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ②取締役社長に事故があるときは、<u>予め取締役会において定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第12条 ①株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 ①株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第14条 ①株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>②株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第15条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(取締役の選任の方法) 第16条 ①取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第17条 ①取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役) 第18条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第19条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第20条 ①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故があるときは、予め取締役会が定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第15条 ①株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 ①株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任の方法) 第19条 ①取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会の決議をによって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 ①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 ①取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>②取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬) 第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会規程) 第25条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 ①当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 (削 除)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与、<u>その他職務の対価として会社から得た財産上の利益(以下、報酬等という。)</u>は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 ①当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の数) 第27条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任の方法) 第28条 ①監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第29条 ①監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第31条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の数) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任の方法) 第32条 ①監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 ①監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任する監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)  第32条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、各営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)  第33条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中間配当)  第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  第35条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。  (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)  第36条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。</p> <p>(期末配当金)  第37条 当社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)  第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  第39条 ①期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。  ②未払の期末配当金及び中間配当金には利息は<u>つけない。</u></p>

以上